

森戸 英幸

上智大学 法学部 教授

企業年金の受給権保護——日米比較法研究を基礎として

日本の企業年金は、アメリカでのそれに比べて数多くの機能を担っている。アメリカの企業が企業年金、解雇手当、その他のインセンティブ制度などを総動員して行っていることを、日本ではすべて企業年金だけでできてしまう。フレキシブルで便利な雇用管理上の「装置」である、という評価も可能であろう。

もっとも、法政策としてどのような方向を目指すべきなのか、については今後議論が必要である。雇用流動化の時代であることに鑑み、過度に転職意欲をそぐような制度は実施できないようにする、という方向性も考えられる。退職金前払い制度を実施する企業の増加は、企業年金に様々な機能を持たせ、それですべて済ませる、という人事管理のスタイルが古くなりつつあることの証拠かもしれない。今後さらに公的年金が「頭打ち」となり、企業年金給付の相対的な重要性が増していく中で、アメリカのように企業年金の生活保障的性格がより強調されていく可能性もある。